
D i s c l o s u r e

2 0 1 8 年 度

東急少額短期保険株式会社の現状



東急少額短期保険株式会社

平素より、東急少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の業務及び事業の概況、財務状況等について、「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいたディスクロージャー誌「東急少額短期保険の現状」を作成いたしました。

当社の現状についてご理解いただく上で、お役立ていただければ幸いです。今後ともより一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

東急少額短期保険株式会社

代表取締役 川崎 雄介

会社概要

- I. 会社の概況及び組織
 - 1. 経営の組織
 - 2. 株式の状況
 - 3. 役員の状況
- II. 主要な業務の内容
 - 1. 取扱商品及び保険募集
- III. 主要な業務に関する事項
 - 1. 直近の事業年度における業務の概況
 - 2. 主要な業務の状況を示す指標
 - 3. 業務の状況を示す指標
 - (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - (2) 保険契約に関する指標等
 - (3) 経理に関する指標等
 - (4) 資産運用に関する指標等
 - 4. 責任準備金の残高の内訳
- IV. 運営に関する事項
 - 1. リスク管理の体制
 - 2. 再保険の状況
 - 3. 法令遵守（コンプライアンス）の体制
 - 4. 指定紛争解決機関について
- V. 財産の状況
 - 1. 計算書類
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 株主資本等変動計算書
 - (5) 事業費の明細
個別注記表
 - 2. ソルベンシー・マージン比率
 - 3. 時価情報等
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託

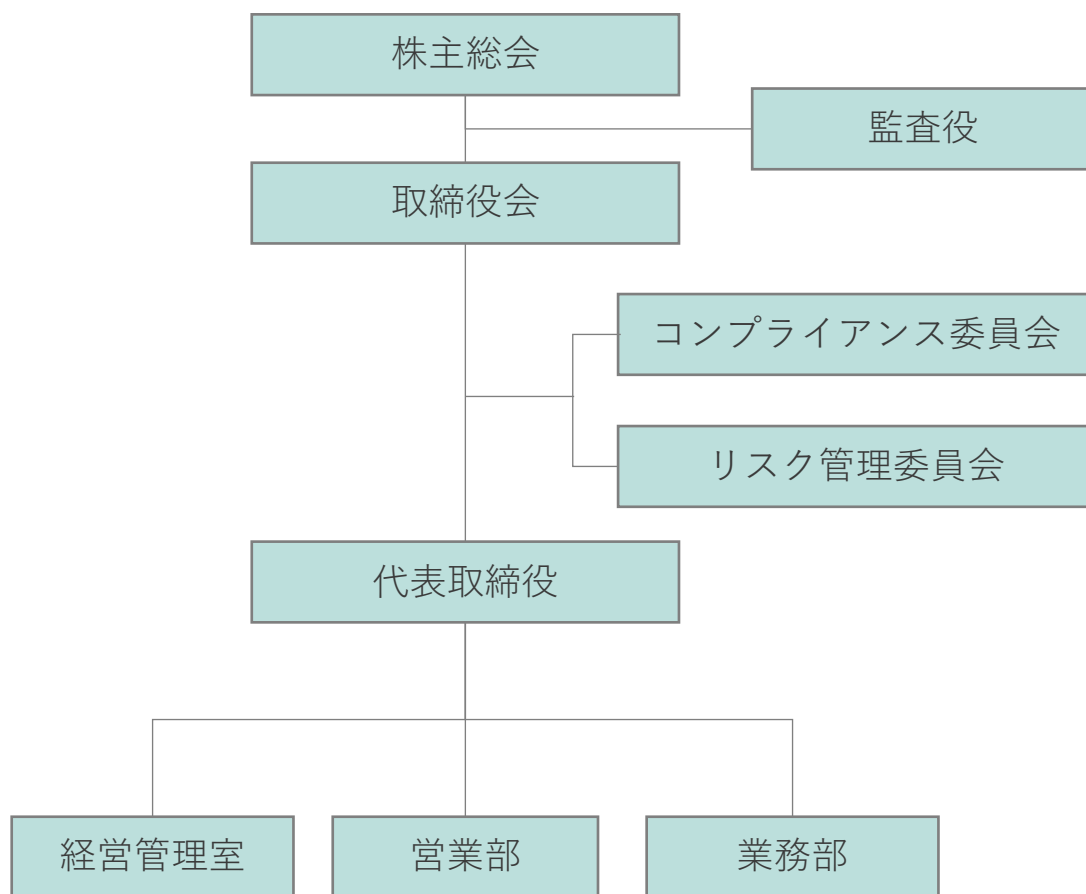
会社名	東急少額短期保険株式会社
本店所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号
設立	2018年4月2日
登録日	2018年10月29日 (登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第88号)
営業開始日	2018年12月3日
資本金	2億9950万円
株主	東急不動産株式会社 100%
事業内容	少額短期保険業
従業員数	4名
電話	03-6416-1617

1. 経営の組織

(1) 所在地

本社：東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

(2) 組織図（2019年3月31日現在）



2. 株式の状況

(2019年3月31日現在)

項目	内容
発行可能株式の総数	38,000 株
発行済株式の総数	9,980 株
株主数	1名
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社ホームページに掲載

大株主

(2019年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
東急不動産株式会社	9,980株	100%

3. 役員の状況

(2019年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
川崎 雄介	代表取締役	
木村 昌平	取締役	
吉野 一樹	取締役	
橋本 茂	取締役	
青木 太郎	監査役	

1. 取扱商品及び保険募集

当社は、2019年1月より賃貸住宅にお住まいの方に向けた「家財保険」を引き受けております。以下に商品の概要を記載しておりますが、詳しくは約款をご確認ください。

< 家財保険 >

借用個室に收容されている家財を幅広く補償いたします。

1. 火災が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
2. 落雷が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
3. 破裂・爆発が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
4. 給排水事故 給排水設備に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する個室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ損害が生じた場合
5. 風災、ひょう災、雪災が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
6. 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
7. 騒じょうおよびこれに類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為が原因で住宅に收容されている家財に損害が生じた場合
8. 家財の盗難によって住宅内に收容されている家財に生じた盗取、き損または汚損の損害が生じた場合
9. 住宅内における通貨の盗難によって損害が生じた場合
10. 住宅内における預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合
11. 住宅から一時的に持出された家財が国内の他の建築物内において 1 ～ 8 の事故によって損害が生じた場合
12. 第三者のいたずら（未遂事故を含みます。）によって保険の目的に破損、き損または汚損の損害が生じた場合。
13. 水害によって保険の目的に損害が生じた場合。
14. 臨時費用 上記 1 ～ 7 の事故によって損害保険金が支払われる場合は、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金をお支払いいたします。
15. 修理費用 上記 1 ～ 6、8 ～ 10、12 の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき、自宅を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費用をお支払いいたします。

16. 水道管等修理費用 凍結により住宅の専用水道管または住宅の給湯器に損害が生じた場合で自己の費用で修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をお支払いします。
17. 地震火災費用 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の目的が損害を受けた場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いいたします。
18. ドアロック交換費用 住宅の鍵が日本国内で盗難された場合で自己の費用でドアロック交換した場合、同程度のドアロックの交換費用をお支払いします。
19. ピッキング防止費用 住宅が盗難あるいは第三者のいたずらに遭い、玄関ドアのロック（ドアの錠をいいます。）を開錠され、被保険者が自己の費用でドアロックを交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用、もしくは防犯装置設置の費用に対して、ピッキング防止費用保険金をお支払いいたします。
20. 残存物清掃費用 上記1～8の保険金が支払われる場合で損害を受けた家財の清掃・運搬に必要な費用をお支払します。
21. 近隣見舞費用 上記1、3の事故により保険金が支払われる場合で、家財または住宅から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物を減失・き損または汚損させた場合の見舞金等の費用をお支払いします。
22. 緊急避難費用 上記1～8の保険金が支払われる場合で、臨時に居住用または宿泊施設を使用したときは、損害発生日から30日以内の費用をお支払します。ただし、臨時に使用した施設に転居し、新生活応援費用保険金が支払われる場合を除きます。
23. 洗面台交換費用 住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合は、洗面台を交換する費用をお支払します。
24. ガラス交換費用 熱（火災を除きます）により住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合、ガラスを交換する費用をお支払します。
25. 便器交換費用保険金 住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合
26. 浴槽交換費用保険金 住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合

27. 遺品整理費用保険金 住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合
28. 損害防止費用 上記1～3の事故の損害防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用をお支払します。

< 賠償責任保険 >

住宅の貸主や他人への賠償責任を担保します。

1. 火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた事故に伴う水漏れにより住宅が損壊した場合に、被保険者が住宅の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合
2. 被保険者が、日本国内において、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合
 - ①被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故。
 - ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。

1. 直近の事業年度における業務の概況

(1) 営業の経過および成果

当会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなか、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は緩やかながらも回復基調で推移しました。

しかしながら、夏に相次いだ自然災害の影響、米国政権の保護主義的な通商政策に端を発する貿易摩擦のリスクの高まり、海外における政治経済情勢の不確実性により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境では、FinTechやInsureTechといった新しい技術を使ったビジネスモデルが保険業界にも押し寄せ、細分化されたニーズに合わせた保険商品の販売が行われるようになってきております。

当社は昨年、ディベロッパー業界初の少額短期保険会社として保険事業に参入しました。東急不動産ホールディングスグループのもつ顧客接点が多いという利点を活かし、「必要なサービスを、必要な時に、必要な分だけ」提供できるよう保険商品の開発を行っております。まずは、賃貸入居者向け家財保険の認可を取得し販売準備を進めてまいりました。

当期の決算は収入保険料1千円、経常損失61,744千円、当期純損失62,010千円となりました。

(2) 対処すべき課題

家財保険に引き続き、次なる商品認可を取得し、東急不動産ホールディングスグループ内に導入することで、早期の安定基盤確保を目指します。また人員強化をはかり、組織体制の整備に努めます。

2. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区分	2018年度
正味収入保険料	1
経常収益	2
保険引受利益	△61,745
経常利益（経常損失△）	△ 61,744
当期純利益（当期純損失△）	△ 62,010
正味損害率	0.0%
正味事業費率	4,317,898.2%
資本金 （発行済株式の総数）	299,500 (9,980株)
純資産額	436,989
保険業法上の純資産額	436,989
総資産額	441,972
支払備金	—
責任準備金残高	1
有価証券残高	—
ソルベンシー・マージン比率	19,802.8%
配当性向	—
従業員数	4名

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	1
その他	—
合計	1

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

②元受正味保険料

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	1
その他	—
合計	1

※元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものです。

③支払再保険料

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	—
その他	—
合計	—

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものです。

④保険引受利益

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	△61,745
その他	—
合計	△61,745

※保険引受利益とは、保険料等収入、支払備金戻入額および責任準備金戻入額から保険金等支払金、責任準備金等繰入額および事業費を控除したものです。

⑤正味支払保険金

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	—
その他	—
合計	—

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から回収再保険金を控除したものです。

⑥元受正味保険金

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	—
その他	—
合計	—

※元受正味保険金とは、保険金から保険金戻入を控除したものです。

⑦回収再保険金

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	—
その他	—
合計	—

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

(単位：％)

種目	2018年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
賠償責任保険	0.0	4,317,898.2	4,317,898.2
その他	—	—	—
合計	0.0	4,317,898.2	4,317,898.2

※正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

(単位：％)

種目	2018年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
賠償責任保険	0.0	4,317,898.2	4,317,898.2
その他	—	—	—
合計	0.0	4,317,898.2	4,317,898.2

※元受損害率 = 当期発生保険金 ÷ 当期既経過保険料

元受事業費率 = 事業費 ÷ 当期既経過保険料

元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑤支払再保険料の格付けごとの割合

該当ありません。

⑥未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	—
その他	—
合計	—

②責任準備金

(単位：千円)

種目	2018年度
賠償責任保険	1
その他	—
合計	1

③利益準備金及び任意積立金の残高

該当ありません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	2018年度	0千円

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：千円)

項目	2018年度	
	金額	構成比
現預金	428,486	96.9%
金銭信託	—	—
有価証券	—	—
運用資産計	428,486	96.9%
総資産計	441,972	100.0%

②利息配当収入の額及び利回り

(単位：千円)

項目	2018年度	
	金額	利回り
現預金	1	0.0%
金銭信託	—	—
有価証券	—	—
小計	1	0.0%
その他	—	—
合計	1	0.0%

③保有有価証券の種類別残高及び構成比

該当ありません。

④保有有価証券の種類別利回り

該当ありません。

⑤有価証券の種類別残存期間別残高

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
賠償責任保険	1	0	－	1
合計	1	0	－	1

1. リスク管理の体制

当社では少額短期保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点から、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識しており、リスク管理のための社内規程の制定、「リスク管理委員会」の設置及び社内の組織体制を確立しております。

「リスク管理委員会」は当社のリスク管理に係わる重要事項を協議し、リスク管理に関する統括最高責任者としての代表取締役の決定を補佐し、当社のリスク管理体制の中核協議機関として機能しております。「リスク管理委員会」の事務局を経営管理室に置き、代表取締役を委員長、常勤取締役、各部門長が委員となり、上記の職務を遂行しています。

2. 再保険の状況

当社は現状、引き受けた保険責任に対して十分な保険金支払能力を保持しており、再保険契約は締結しておりません。

当社は設立当初より資本金等を十分に確保していることから、当社が負担する支払責任額は、資本金等に比較して十分に低い額にコントロールできる状況でございます。

3. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）コンプライアンス方針

当社はコンプライアンスに関して以下のとおり基本の方針と行動規範を定めています。

<コンプライアンスに関する基本の方針>

企業は、社会の利益に合致して、社会の発展に貢献することをもって、その存在意義が認められるものであり、良質な製品、サービスを提供すると同時に社会のルールを遵守することは企業の社会的責任として必須条件である。当社は、高い倫理観のもと、保険業法を始めとする法令、その他の社会規範および社内規程を遵守し、良識に基づいた公正かつ誠実な経営を実践することを会社の基本方針として、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題と位置づけてコンプライアンス推進に向けた取組みを行う。

<コンプライアンス行動規範>

1. 私たちは、保険業法等の法令・社内規程を遵守し、お客様にご満足頂ける適正な業務を行います。
2. 私たちは、特定のお客様に対して保険約款等に定めのない不公正な取り扱いや不当な利便の提供を行いません。
3. 私たちは、お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他社内情報の取り扱いについて、社内規程に則り、適切かつ厳正に管理します。
4. 私たちは、反社会的勢力からの諸要求に対しては、公私を問わず断固として拒絶します。
5. 私たちは、個人の人権・人格を尊重し、あらゆる差別、セクシャル・ハラスメント等につながる行為を行いません。
6. 私たちは、就業規則・労働協約等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保します。
7. 私たちは、役職員間で金銭の貸借を行いません。
8. 私たちは、社会通念上相当と認められる範囲を超える贈答等を行いません。
9. 私たちは、公私を問わず環境に悪影響をおよぼさないよう十分に配慮します。
10. 私たちは、公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動します。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスについて保険会社として役員・全従業員が一体となり、これを推進して行くため「コンプライアンス委員会」を設置する等推進体制の整備を行っています。

「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス関連の規程の立案・周知徹底の推進・改善策策定・取り組み状況のモニタリング等、コンプライアンスに関する全般的統制・管理を行っています。

「コンプライアンス委員会」の事務局を経営管理室に置き、代表取締役を委員長、常勤取締役、各部門長が委員となり、上記の職務を遂行しています。

また、コンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンス推進に関する規程マニュアル等のルールを策定し、組織全体に周知させています。

コンプライアンス上、疑義のある行為について、何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合は、東急不動産ホールディングスグループ内に設けているコンプライアンス・ヘルプラインを通じ、外部弁護士等を利用して、実名及び匿名で報告・相談を行うことが出来るよう体制を整備しております。

4. 指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。

<一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室>

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

TEL：0120-82-1144（通話料無料） FAX：03-3297-0755

[受付]

月～金曜日（祝日・年末年始休業期間を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

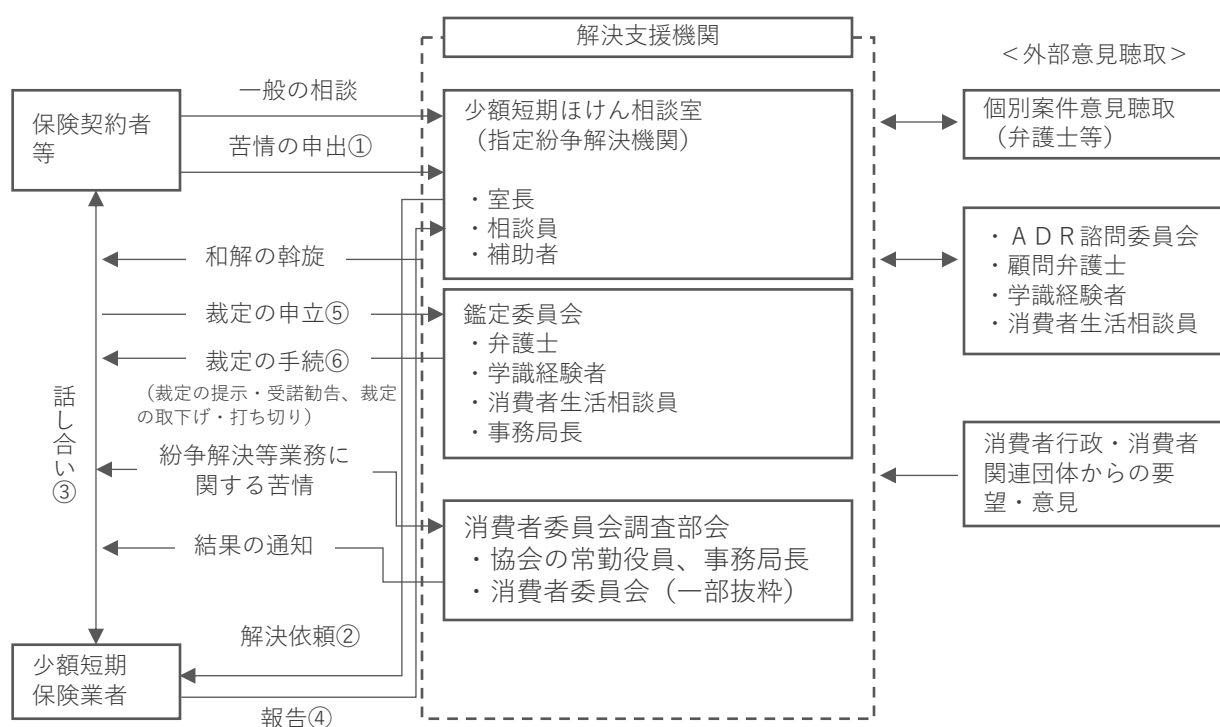
[ホームページアドレス]

<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

■相談・苦情受付・紛争解決等業務と解決の流れ

- ・相談・苦情の流れ①～④
- ・紛争解決（裁定）の流れ⑤～⑥

（苦情が解決されない場合、裁定へ移行）



1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2018年度	
	金額	構成比
(資産の部)		
現金及び預貯金	428,486	96.9%
預貯金	428,486	96.9%
その他資産	3,486	0.7%
未収保険料	1	0.0%
前払費用	648	0.1%
その他の資産	2,836	0.6%
供託金	10,000	2.2%
資産の部合計	441,972	100.0%
(負債の部)		
保険契約準備金	1	0.0%
責任準備金	1	0.0%
その他負債	4,397	0.9%
未払法人税等	265	0.0%
未払金	162	0.0%
未払費用	3,810	0.8%
預り金	158	0.0%
賞与引当金	584	0.1%
負債の部合計	4,982	1.1%
(純資産の部)		
資本金	299,500	67.7%
資本剰余金	199,500	45.1%
資本準備金	199,500	45.1%
利益剰余金	△62,010	△14.0%
その他利益剰余金	△62,010	△14.0%
繰越利益剰余金	△62,010	△14.0%
株主資本合計	436,989	98.8%
純資産の部合計	436,989	98.8%
負債及び純資産の部合計	441,972	100.0%

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度
	金額
経常収益	2
保険料等収入	1
保険料	1
資産運用収益	1
利息及び配当金等収入	1
経常費用	61,747
責任準備金等繰入額	1
責任準備金繰入額	1
事業費	61,745
営業費及び一般管理費	56,997
税金	4,614
減価償却費	133
経常利益（経常損失△）	△61,744
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益（税引前当期純損失△）	△61,744
法人税及び住民税	266
法人税等合計	266
当期純利益（当期純損失△）	△62,010

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度
	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△61,744
減価償却費	133
支払備金の増加額（△は減少）	—
責任準備金の増加額（△は減少）	1
賞与引当金の増加額（△は減少）	584
利息及び配当金等収入	△1
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額（△は増加）	△13,619
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	4,397
小 計	△70,513
利息及び配当金等の受取額	1
法人税等の支払額	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△70,513
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	499,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	499,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	428,486
現金及び現金同等物期首残高	—
現金及び現金同等物期末残高	428,486

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

2018年度	株式資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額							
新株の発行	299,500	199,500	199,500			499,000	499,000
当期純利益				△62,010	△62,010	△62,010	△62,010
当期変動額合計	299,500	199,500	199,500	△62,010	△62,010	436,989	436,989
当期末残高	299,500	199,500	199,500	△62,010	△62,010	436,989	436,989

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(5) 事業費の明細

(単位：千円)

区 分	2018年度
	金額
営業費	609
代理店手数料	—
営業職員経費	—
広告宣伝費	402
その他営業費	207
一般管理費	56,388
人件費	36,779
物件費	19,609
税金	4,614
減価償却費	133
退職給付引当金繰入額	—
事業費計	61,745

個別注記表

★貸借対照表に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。
- 賞与引当金は従業員賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を基準に計上しております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。
- 責任準備金の金額は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料の金額は、純保険料等に基づく算出方法により計算しております。
- 金融商品に関する注記

①金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されているうえ、当社では安全性・流動性の確保のため預貯金による運用を基本方針としております。

②金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	428,486	428,486	—

（注）金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

- 当事業年度末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

（支払備金）

該当はございません。

（責任準備金）

普通責任準備金 1 千円

異常危険準備金 0 千円

計 1 千円

- 1 株当たりの純資産額は43,786円 55 銭であります。算定上の基礎である純資産額は436,989千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は9,980株であります。

★損益計算書に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。
- 正味収入保険料は1千円であります。
- 正味支払保険金は該当ございません。
- 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は該当ございません。
- 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 1 千円

異常危険準備金繰入額 0 千円

計 1 千円

6. 利息及び配当金等収入の内訳は、預貯金利息1千円であります。
7. 1株当たりの当期純損失は12,785円60銭であります。算定上の基礎である
当期純損失は62,010千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。
また、普通株式の期中平均株式数は4,850株であります。なお、潜在株式がなく1株
あたり当期純損失であるため記載しておりません。

★キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、随時引き出し可能な預貯金からなっております。

★株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,000株	7,980株	—	9,980株

(注) 変動事由

少額短期保険業の登録に際して資本金等を増額するため普通株式を発行しております。

2. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2018年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	436,989
①純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	436,989
②価格変動準備金	-
③異常危険準備金	0
④一般貸倒引当金	-
⑤その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-
⑥土地の含み損益（85%又は100%）	-
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	-
⑧将来利益	-
⑨税効果相当額	-
⑩負債性資本調達手段等	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩(a)）	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩(b)）	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R12+R22]+R3+R4}$	4,413
保険リスク相当額	0
R1 一般保険リスク相当額	0
R4 巨大災害リスク相当額	-
R2 資産運用リスク相当額	4,284
価格変動等リスク相当額	-
信用リスク相当額	4,284
子会社等リスク相当額	-
再保険リスク相当額	-
再保険回収リスク相当額	-
R3 経営管理リスク相当額	128
(3) ソルベンシー・マージン比率 $(1)/\{(1/2)\times(2)\}$	19,802.8

★ソルベンシー・マージン比率とは

少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（上記表中の「（２）リスクの合計額」）に対する「少額短期保険業者が保有している資本・準備金等の支払余力」（上記表中の「（１）ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、少額短期保険業者の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

「少額短期保険業者が保有している資本・準備金等の支払余力」

〔ソルベンシー・マージン総額〕

少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金）等合計額です。

「通常の予測を超える危険」〔リスクの合計額〕

次の1. ～4. までの危険に相当する額を基礎として算出した額です。

1. 保険引受上の危険（一般保険リスク）

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

2. 資産運用上の危険（資産運用リスク）

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

3. 経営管理上の危険（経営管理リスク）

業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で、上記1. 2. 及び4. 以外のもの

4. 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

3. 時価情報等

（１）有価証券

該当ありません。

（２）金銭の信託

該当ありません。



東急少額短期保険の現状

2019年7月発行

東急少額短期保険株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-8

TEL 03-6416-1617

URL <https://www.tssi.co.jp/>